

## 6月定例教育委員会会議 議事録

令和3年6月30日  
午後4時30分開会  
さんくす3番館4階大会議室

### 出席委員

西川俊孝 教育長  
安達友基子 委員  
和田光代 委員

谷口学 教育長職務代理者  
福田知弘 委員  
館野仁子 委員

### 出席説明員

山下栄治 学校教育部長  
大江慶博 教育監  
木谷美香 学校教育部次長 学校教育室長兼務  
植村誠 教育政策室長  
草場敦子 教育センター所長  
田中満明 教育総務室参事  
市川泉 教育政策室参事  
荒木大輔 学校教育室参事・指導主事  
小西正晃 教育センター参事  
坂原元一 文化財保護課長  
国本光弘 放課後子ども育成室参事  
牧瀬智子 千里図書館長

木戸誠 地域教育部長  
堀哲郎 学校教育部次長 教育総務室長兼務  
道場久明 地域教育部次長 放課後子ども育成室長兼務  
野口晃正 保健給食室長  
大川雅博 青少年室長  
近藤和久 学校管理課長  
木村匡志 教育政策室参事  
佐藤忍 学校教育室参事・指導主事  
桑名裕子 地域教育部参事  
高橋真希 地域教育部参事 博物館長事務取扱  
福井将人 教育センター所長代理  
小田雅俊 青少年クリエイティブセンター館長代理

### 記録者

太田美紀 教育政策室主幹

6月定例教育委員会会議 議事録

午後4時30分 開会

- 西川俊孝教育長  ただ今から6月定例教育委員会会議を開催いたします。  
署名委員に福田委員を指名いたします。  
記録者に太田教育政策室主幹を指名いたします。  
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 植村誠教育政策室長  本日の傍聴席の設置可能数は5席でございます。現在の傍聴希望者数は2名でございます。
- 西川俊孝教育長  それでは、本日の傍聴は5名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員  異議なし。
- 西川俊孝教育長  異議なしと認め、本日の傍聴は5名まで許可します。傍聴者の入室を許可します。
- 傍聴者入場 —
- 植村誠教育政策室長  恐れ入りますが、本日、追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。
- 西川俊孝教育長  ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。
- 全委員  異議なし。
- 西川俊孝教育長  異議なしと認めます。  
それでは、議事日程を配布してください。
- 議事日程配布 —
- 西川俊孝教育長  本日の、議案第37号「吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定委員会委員の委嘱について」は公開することにより公正な選定を妨げる恐れのある事項について審議するものであるため、また、議案第38号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」は人事案件ですので、両議案について吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、議事運営を効率的に行うため、追加日程第1及び第2につきまして、日程第13の案件に先んじて行う議事順序の変更をしたいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。
- 全委員  異議なし。
- 西川俊孝教育長  異議なしと認め、議案第37号及び議案第38号を秘密会とすること、並びに追加日程第1及び第2につきまして、日程第13の案件に先んじて行う議事順序の変更をします。
- 西川俊孝教育長  それでは、傍聴の方に議案書を配布してください。
- 議案書配布 —
- 西川俊孝教育長  それでは、日程第1 報告第16号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

田中満明教育総務室参事

事務局の説明を求めます。

日程第1 報告第16号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、令和3年6月1日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理させていただきましたので、御報告を申し上げるものでございます。

3ページをお願いいたします。

6月1日付けで、吹田市において新規採用され、教育委員会事務局に配属された者が1名でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第16号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第2 報告第17号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

桑名裕子地域教育部参事

日程第2 報告第17号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。

図書館協議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、令和3年5月31日付けで臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。

被解嘱者の山本恵美子様は家庭教育の向上に資する活動を行う方として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。辞任の理由といたしましては推薦団体の役員改選によるものでございます。

なお、後任の委員につきましては、吹田市PTA協議会より御推薦をいただき、本日の日程第8、議案第33号で提案させていただいております。

以上、簡単な御説明ですが、報告のとおり御承認いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第17号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第3 報告第18号「吹田市立佐井寺小学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）の請負契約の締結について」から、日程第5 報告第20号「吹田市立豊津中学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）の請負

近藤和久学校管理課長

契約の締結について」までを一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第3 報告第18号「吹田市立佐井寺小学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）の請負契約の締結について」から、日程第5 報告第20号「吹田市立豊津中学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）の請負契約の締結について」までを一括して御説明申し上げます。

日程第3 報告第18号から日程第5 報告第20号までは、議会の議決を経るべき案件であり、議案作成にあたっての教育委員会の意見聴取につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により議案書のとおり臨時に代理をしたので御報告いたします。

これらの契約案件につきましては、本年5月10日に請負者が決定したもので、学校運営に支障をきたさないよう、夏季休業日を最大限に活用して工事を行うため、6月初旬までに契約締結が必要であることから、市議会本会議令和3年5月定例会提案説明日の5月27日に御議決いただいたもので、一括して、その内容を御説明申し上げます。

なお、これら3件の報告案件に関わります予算につきましては、先の2月市議会におきまして、御可決賜ったものでございます。

議案書の7ページを御覧ください。

報告第18号でございます。吹田市立佐井寺小学校屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、屋内運動場の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。工期は、本年5月31日から本年10月29日の予定で、請負金額は1億4,317万7,100円、請負者は有限会社カネキ建設でございます。

続きまして、議案書の17ページを御覧ください。

報告第19号でございます。吹田市立南千里中学校屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、屋内運動場の屋根改修、外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。工期は、本年5月31日から本年11月5日の予定で、請負金額は1億5,862万円、請負者は株式会社タイキョーでございます。

続きまして、議案書の27ページを御覧ください。

報告第20号でございます。吹田市立豊津中学校屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、屋内運動場の屋根改修、外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。工期は、本年5月31日から本年11月5日の予定で、請負金額は1億6,037万6,700円、請負者は吉丸建設工業株式会社でございます。

それでは、この件について、御意見・御質問はございませんか。

今回、小学校1校それから中学校2校の屋内運動場大規模改造工事の案件でしたけれども、この3件を含めて屋内運動場大規模改造工事で、既に終了済みの小・中学校の数、それからまだ工事が終わってない小・中学校の数を確認させていただきます。

西川俊孝教育長  
福田知弘委員

近藤和久学校管理課長

今回の計画につきまして、終了済みの学校は、小・中学校を合わせまして、25校でございます。

本年の工事は5校を予定しております、そのうち、議会の議決に付さなければならない、契約の予定価格が1億5,000万円を超えるものが3校でございます、令和4年から令和6年までに工事を予定しているのが11校でございます。

この合計41校の中に入っていない学校が13校ございます。千里丘北小学校のように新しいものでございまして、従前に大規模改造工事を行っていた学校の合計13校については、この度の計画に入っていない状況でございます。

西川俊孝教育長

他に、質問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第18号「吹田市立佐井寺小学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）の請負契約の締結について」から報告第20号「吹田市立豊津中学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）の請負契約の締結について」までを承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第6 報告第21号「吹田市立博物館改修工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

坂原元一文化財保護課長

日程第6 報告第21号「吹田市立博物館改修工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

議案書の37ページをお願いいたします。

報告第21号につきましては、議会の議決を経るべき案件であり、議案作成にあたっての教育委員会の意見聴取について、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、臨時に代理をしましたので御報告するものでございます。

39ページを御覧ください。

本件につきましては、制限付き一般競争入札の実施により、5月10日に請負者が決定し、5月定例市議会において議決いただいたものでございます。なお、この議案に関わります予算につきましては、さきの2月定例市議会におきまして可決されたものでございます。

工事の概要でございますが、吹田市立博物館の外壁改修工事、屋上通路等防水改修工事、建具改修工事、外構工事及び空調設備改修工事に伴う内装改修工事でございます。

工事場所は吹田市岸部北4丁目10番1号でございます。

工期は本年7月1日から令和4年3月15日までを予定しており、請負金額は1億6,588万7,700円、請負者は株式会社倉岡工務店でございます。

なお、41ページから48ページに工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図をお示しいた

しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、本年5月定例市議会におきまして、議案として提出いたしました契約案件についての御報告でございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第21号「吹田市立博物館改修工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第7 報告第22号「令和3年5月吹田市議会定例会提案の令和3年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第7 報告第22号「令和3年5月吹田市議会定例会提案の令和3年度補正予算案について」御説明申し上げます。

本件は、教育事務に関し市長の作成する議会の議案に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、意見を求められたものでございますが、令和3年度吹田市一般会計補正予算第4号として、令和3年5月定例会に議案として提出する必要がありましたので、令和3年5月20日付けで臨時に代理したものでございます。

53ページをお願いいたします。

上から順に申し上げます。まず、（款）教育費（項）教育総務費における補正額1,303万円につきましては、1点目につきましては、教育委員会費におきまして、学校規模に係る課題解決に向けた具体的な計画を策定するためのコンサルタント業務委託料でございます。2点目につきましては、教育センター費におきまして、学校におけるICTを活用した教育の効果的な推進のためのアドバイザーに対する謝礼金でございます。

続きまして、（項）小学校費における補正額3,390万9,000円につきましては、通信環境のない低所得世帯に対するモバイルルータの貸与に係る経費及び児童使用端末の故障等に備える代替予備機増設費用でございます。

最後に、（項）中学校費における補正額828万6,000円につきましては、先ほどの小学校費と同様にモバイルルータ貸与に係る経費でございます。

以上簡単ではございますが御報告申し上げます。

西川俊孝教育長  
谷口学教育長職務代理者

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

学校規模等に関する検討調査支援ということで、1,137万4,000円計上しているわけですが、この内容に関しまして、35人学級とかいろいろなことを考えられていると思うのですが、法的に定められた35人というよりも、30人学級を考えるということも、教職員の環境にとっても、子供の勉学にとっても好ましいことだと思うのですが、そういったことの検討は可能なのでしょうか。

木村匡志教育政策室参事

中学における例えば35人学級編制であるとか、小学校の30人学級編制などの議論もございますので、本市として、実現できるかどうかというのは現時点ではわかりませんが、今回のコンサル予算の範囲内で、35人や30人学級編制のシミュレーションをお願いしたいと考えております。

安達友基子委員

意見なのですけれども、30人学級が実現できるかどうかということも若干関わってくるかと思うのですけれども、支援学級のお子さんのカウントの仕方というのを今後どうしていくのか。例えば、やはり35人学級ですとなった時に、現状と同じ取り扱いだと、結局それほど変わらない人数のクラスになってしまうかもしれないので、この機会にそこもどうするのかというのを、合わせてお考えいただけたらいいと思いました。

また御検討いただけたらと思います。

飴野仁子委員

教育センター費で165万6,000円で、説明としては、ICT教育アドバイザー謝礼金が計上されていましたが、このアドバイザーの委嘱について、例えば、時間数であるとか回数だとか、どのようにアドバイザーが来られるのかを説明してください。

福井将人教育センター所長代理

アドバイザーに関しましては、3名を予定させていただいております、1名は、端末の利活用全般に関する指導・助言をいただくということで、今後7月から月1回程度、年間9回、お越しいただいて、講演や指導助言をいただきます。次の1名は、特別支援教育における、ICTを使った合理的配慮について、こちらも月1回程度、年間9回程度で、講演や指導助言をいただきます。それから、あともう1名に関しましては、吹田市のICT教育の全般に関わって、例えば教育研究大会であったりとか、そういった事に関して指導助言をいただきます。こちらに関しては、2か月に1回程度、年間5回程度を想定して、お願いしたいと考えております。

飴野仁子委員

小中学校管理事業の拡充について、端末を生活保護受給世帯や就学援助費等の認定世帯に貸し出すということでしたけれども、その貸出しにあたって、当該の児童についての配慮などはどのようになっていますか。

小西正晃教育センター参事

貸出しに当たりましては、校長会で説明をさせていただきまして、学校から全児童生徒に、申請についての御案内をさせていただきます。申請書につきましては、すべて教育センターに直接御提出をいただくという形になっております。ウェブからの申請の方も受け付けをいたします。

申請をいただいた方につきまして、生活保護、もしくは就学援助に当たるかどうかを確認させていただきまして、貸与の承認、不承認を、これも教育センターから全て報告させていただきます。

最終的には、8月末に承認させていただいた方に、教育センターと、現在予定させていただいている未来館で、直接手渡しをし、学校を経由しない形で手続きをさせていただこうと考えております。

これで、一定、低所得者世帯ということが学校等で判明することはないように、配慮をさせていただいているところでございます。

飴野仁子委員

手続きはよくわかりました。

そういったことは、子供たちの中でわからないような形がとられると良い

と思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

安達友基子委員 今の話を聞いていて、取りに来られない人がいるのではないかと思いましたが、もしそういうことがあったときには、柔軟に対応、例えば送るとか、していただけたらよう希望します。

飴野仁子委員 あわせて、手続きを取る場合についても、もしかしたらサポートがいる場合もあるかもしれないと思いますので、そこも含めて、是非ともお願いします。

小西正晃教育センター参事 委員おっしゃられますとおり、現在、ICTサポーターを3名雇用しておりますので、そちらも活用しながら、御自宅への配送、もしくは申請手続きの補助等、積極的に柔軟に対応して参りたいと考えております。

飴野仁子委員 重ねて申し上げますが、配慮を手厚くすることで、希望されなかった人への配慮も損なわれない形で、大きくカバーしていただきたいということです。お願いいたします。

飴野仁子委員 端末の代替予備機の配備について、各小学校10台ずつ配備ということですけれども、学校ごとに10台で足りるところと足りないところ、均一ではない場合もありますので、そこは柔軟に運営ができるのでしょうか。

小西正晃教育センター参事 一旦は学校ごとに、10台という形で、合計360台配備をさせていただくのですが、もちろん委員がおっしゃられますように、今後、端末の持ち帰り等が始まりましたら、端末の損傷等が大きくなってくるかと思えます。おそらく児童数の多い学校の方が、損傷が多い可能性が高く、そういう場合につきましても、柔軟に予備機の配分につきましても、検討させていただき、配布させていただきたいと考えております。

西川俊孝教育長 他にございませんか。

西川俊孝教育長 それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員 異議なし。

西川俊孝教育長 異議なしと認め、報告第22号「令和3年5月吹田市議会定例会提案の令和3年度補正予算案について」を承認します。

西川俊孝教育長 次に、日程第8 議案第33号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

桑名裕子地域教育部参事 日程第8 議案第33号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案書59ページをお願いいたします。

この度委嘱しよういたしますのは、欠員補充の1名についてでございます。

恐れ入りますが、議案書61ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

高田耕平様は、吹田市PTA協議会副会長でいらっしゃいます。

家庭教育の向上に資する活動を行う方として吹田市PTA協議会より御推薦いただきました。

なお、委嘱期間につきましては、令和3年7月1日から前任者の残任期間であります令和3年11月30日まででございます。



今回の委嘱に伴いまして委員構成は、男性5名、女性5名になります。  
以上、簡単な説明でございますが、御審議いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。  
それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。  
異議なし。

異議なしと認め、議案第33号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第9 議案第34号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第10 議案第35号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

高橋真希地域教育部参事博物館長事務取扱

日程第9 議案第34号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第10 議案第35号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を一括して御説明申し上げます。

議案書の63ページをお願いいたします。

はじめに、日程第9、議案第34号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

曾根直哉様は、社会教育関係者の選出区分で吹田市PTA協議会からの推薦として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。

辞任の理由といたしましては、推薦団体のPTA協議会の役員改選によるものでございます。

続きまして、日程第10、議案第35号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、67ページの吹田市立博物館協議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。

西山理奈様は吹田市PTA協議会副会長で、吹田市PTA協議会から御推薦をいただきました。選出区分は社会教育関係者でございます。

なお、委嘱期間につきましては、令和3年7月1日から前任者の残任期間であります令和3年10月31日まででございます。

今回の委嘱に伴いまして委員構成は男性9名、女性4名で合計13名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただけますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
和田光代委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

博物館協議会委員はどのようなことをされているか説明してください。

高橋真希地域教育部参事博物館長事務取扱

博物館の事業に関して報告いたしまして、それについて外部評価をいただいております。また、博物館年間事業計画につきまして御報告申し上げて、それにつきましてアドバイス等をいただいて、事業の計画の作成に生かしております。博物館の5年、10年のスパンの中長期計画も協議会にお諮りいたしまして、御審議いただいて、またアドバイスもいただいております。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

小田雅俊青少年クリエイティブセンター館長代理

他に御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第34号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び議案第35号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第11 議案第36号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第11 議案第36号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案書69ページをお願いします。

この度委嘱いたします運営審議会委員は、委員14名のうち、昨年8月に委嘱いたしました市民公募委員1名を除く13名が、本年6月30日をもって任期満了となることに伴うもので、任期につきましては、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間でございます。

恐れ入りますが、次のページ、被委嘱者名簿を御覧ください。

今回、委嘱いたします委員は13名でございます。

はじめに、由上正幸様です。由上様は吹田市立第二中学校校長で吹田市立学校校長会より御推薦をいただきました。

続きまして、花田郁子様です。花田様は吹田市立岸部第一小学校校長で、吹田市立学校校長会より御推薦をいただきました。

続きまして、郷文子様です。郷様は吹田市立岸部第二小学校校長で、吹田市立学校校長会より御推薦をいただきました。

続きまして、大原猛様です。大原様は吹田市青少年対策委員会連絡協議会より御推薦をいただきました。

続きまして、大橋善正様です。大橋様は吹田市青少年指導員会より御推薦をいただきました。

続きまして、西山理奈様です。西山様は吹田市立第二中学校PTA副会長で、吹田市PTA協議会より御推薦をいただきました。

続きまして、大庭健様です。大庭様は吹田市民生・児童委員協議会より御推薦をいただきました。

続きまして、田村尚俊様です。田村様は吹田市きしべ地域人権協会より御推薦をいただきました。

続きまして、森ゆみ様です。森様は吹田市きしべ地域人権協会より御推薦をいただきました。

続きまして、狩俣正雄様です。狩俣様は滋慶医療科学大学大学院の教授でございます。

続きまして、上坂純朗様です。上坂様は元小学校校長でございます。

続きまして、前田都様です。前田様は元小学校校長でございます。

続きまして、守田岳巳様です。守田様は大阪府立吹田高等学校校長でござ

います。

今回の委嘱により、男女別の委員数は、総数14名のうち男性8名、女性6名で、女性の比率は42.9パーセントとなります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
飴野仁子委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の方のお仕事は、どのようなものですかということと、もう1点、在任期間で10期19年という方がいらっしゃるのですけれども、任期の考え方等について説明してください。

小田雅俊青少年クリエイティブセンター館長代理

まず、運営審議会の委員の業務につきましては、青少年クリエイティブセンターの事業の内容、利用の報告をいたしまして、それらに関して、評価や御意見、アドバイスをいただいているものになります。

また次年度の事業についても御報告いたしまして、様々な御意見をいただいているものであります。

在任期間の考え方につきましては、在任期間は原則8年を限度としておりますけれども、特別の事由がある場合は、この限りでないということで、狩俣委員にしましては、障がい者福祉の専門家であり、本市におきましては、人権啓発推進協議会の副会長に就任されていたこともあり、豊富な知識と経験を生かして、当センターの運営に様々な御助言をいただいております。また、センターがあります岸部地域にお住まいであり、地域のことにしても精通されているため、センターの運営に欠かせない人材でということで、再任をいただいているところでございます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

他に御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第36号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第12 教育長報告を議題とします。

内容は、「損害賠償額の決定に関する専決処分について」です。

事務局の説明を求めます。

野口晃正保健給食室長

日程第12 教育長報告といたしまして、「損害賠償額の決定に関する専決処分について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の75ページを御覧ください。

本件は、山田中学校に隣接する相手方個人所有の住宅駐車場の屋根を損傷させる事故が発生し、損害賠償額の決定について市長による専決処分がされましたので御報告申し上げるものでございます。

専決処分日は令和3年5月26日、損害賠償額は24,200円でございます。

事故の概要でございますが、令和3年(2021年)2月22日午前9時5分頃、山田中学校の運動場において、体育の授業中に生徒が打ったソフト

ボールが運動場の防球ネットを超え、同校北側の相手方個人所有の住宅駐車場の屋根に当たり、これが損傷したものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、全国市長会学校災害賠償補償保険から全額給付されるものでございます。

このような御報告をさせていただくことになり、誠に申し訳なく存じております。

何卒、よろしく御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

次に、追加日程第1 報告第23号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

追加日程第1 報告第23号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、令和3年6月25日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、御報告申し上げるものでございます。

議案書の3ページをお願いします。

6月25日付けの人事発令につきましては、市長事務部局との兼任発令となった者が3名でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第23号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

次に、追加日程第2 教育長報告を議題とします。

内容は、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。

まずは、学校教育部から説明してください。

追加日程第2 教育長報告としまして、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」御報告申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書7ページを御覧ください。

まず1点目です。小中学校における感染状況の傾向につきまして、先月の教育委員会会議以降、感染状況は府内、市内全体と同様、減少傾向にございます。6月に入りまして、1校で感染拡大防止の観点から、1学級を臨時休業とし、学級の生徒全員に対して、安心安全の確保のため任意のPCR検査を実施したケースがございましたが、感染拡大は見られず、臨時休業の延長措置は行っておりません。

2点目でございます。学校における教育活動でございますが、6月20日をもちまして緊急事態宣言が解除されましたが、7月11日まで、本市がま

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

田中満明教育総務室参事

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

ん延防止等重点措置区域に指定されたことを受けまして、学校における教育活動は、引き続き感染防止対策を徹底のうえ、通常どおり継続しております。

このまん延防止等重点措置期間におきましては、大阪モデルのステージがレッドのままであるということを踏まえまして、宿泊行事につきましては、この期間に実施予定していたものは延期としております。

校内で行う行事や、校外学習等につきましては、目的、時期等に配慮のうえ、この期間に実施が必要なものに限り、規模や方法を工夫しながら実施可能としております。

さらに、課外クラブ・部活動につきましては、活動内容を飛沫感染や身体接触を回避することができるものに制限のうえ、再開しております。ただし、引き続き感染への不安から参加できない児童・生徒が不利益を被ることが無いように配慮するとともに、これまで長期間活動していなかった児童・生徒につきましては、暑熱順化（暑さに慣れること）にも十分配慮いたしまして、段階的に活動を再開するよう周知しております。

3点目、教職員のワクチン接種について御説明いたします。

小中学校の児童・生徒の学びを保障するため、教職員を対象にワクチン接種を実施いたします。市内在住の教職員を対象に優先的に接種券を配布する方法と、市内在勤の教職員を対象にした職域接種の両方を実施いたします。職域接種の会場は関西大学、大阪大学に御協力いただきまして実施となっております。少しでも多くの教職員に早期の接種を進め、感染リスクを下げること、児童・生徒の安全確保、学習機会の保障に努めてまいります。なお、留守家庭児童育成室、幼稚園の職員についても、同様の対応としております。

次に、地域教育部から説明してください。

地域教育部所管施設等の新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、追加議案書の8ページを御覧いただきますようお願いいたします。

前回、5月14日の定例教育委員会会議にて御報告させていただきました後、大阪府域においては、6月20日まで緊急事態措置の対象区域として再延長されました。本日は、この緊急事態措置の解除、また6月21日からのまん延防止重点措置の適用への移行に伴う対応状況について御報告させていただきます。

資料の左側には、施設名と開館状況、中ほどには現状の各施設等の対応状況、また、右側には、参考といたしまして、4月25日から6月20日までの緊急事態宣言中の対応状況について、お示ししているものでございます。

ナンバー10の留守家庭児童育成室につきましては、緊急事態措置中においても継続して開室しておりましたが、それ以外のナンバー1からナンバー12までの施設や事業につきましては、6月21日から利用人数の制限を含めまして、感染拡大防止の対策を徹底したうえで、すべて開館又は事業再開とさせていただきます。

ナンバー2の図書館につきましては、重症化リスクのある方の推奨時間帯を設定のうえ、資料や図書の閲覧時間を1時間以内ということで、制限しての開館再開としております。

西川俊孝教育長

道場久明地域教育部次長  
放課後子ども育成室長兼務

また、ナンバー3の博物館についても、同様に、推奨時間帯を設けております。

ナンバー6の青少年活動サポートプラザ（夢つながり未来館）につきましては、施設内の交流ロビーのスペースのみ、利用者の3密対策を講じることが困難な状況でございますので、継続して閉鎖させていただいております。

なお、ナンバー3からナンバー5の博物館、旧西尾家住宅、旧中西家住宅につきましては、各施設の休所日、事業実施日の関係から、6月22日または6月23日からの開館となっているものでございます。

簡単ではございますが、地域教育部所管施設等の対応状況につきましては、以上でございます。

西川俊孝教育長  
和田光代委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

小中学校での教育活動のことなのですが、昨年度これらの感染症の影響で、水泳活動を行っている学校と見送った学校があると思うのですが、今年度は水泳の授業はどうされる予定ですか。

木谷美香学校教育課次長学校教育室長兼務

水泳の授業につきましては、国や府が水泳授業についてガイドラインのようなものを示しておりまして、基本的にはそれに則って、水泳の指導を行うということになっております。

その中で、マスクを外す活動ということで、子供たち同士の距離をきちんと保てるような状況が確保できることから、実施することとしており、今年も全校一律に中止とか実施とか、そういう決め方ではなく、実施をできることからということになりますので、非常に児童生徒数が多いところは、回数が少なくなったりですとか、実施が困難であったりとか、そういうことは出てくると思っております。

今はまん延防止の対策期間中ですので、小学校ではまだ実施は控えております。中学校は、もう中学生ですので、感染対策の状況確保を踏まえた上で実施は可としていますので、始めている学校もございます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

他にございませんか。

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

次の議案第37号及び議案第38号につきましては、既に秘密会と決定しておりますので、恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いします。

— 傍聴者退室 —

— 秘密会 —

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

ここで秘密会を解きます。

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、6月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後5時24分